

旭介保第333号

令和7年3月7日

居宅介護支援事業所各位

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部介護保険課担当)
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部指導監査課担当)

令和6年度居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証において見受けられた事案に係る注意喚起について（通知）

日頃から本市の介護保険行政への御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度における書面の点検及び実地でのヒアリングを実施する中で傾向として見受けられた事案の一部を掲載しますので、各関係事業所において、同様の事案が生じていないかを御確認いただくとともに、同様の事案が生じている場合は、早急に妥当性及び必要性の確認を行っていただきますようお願いいたします。

また、令和7年度におきましても引き続き、利用者の自立支援に資する過不足のないサービス提供となっているかの観点から、厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件に該当する居宅介護支援事業所を抽出し、医療等専門職の多職種によるケアプランの検証を実施いたします。

今後、対象として抽出した居宅介護支援事業所には、別途通知を行いますので、当該通知を受けた居宅介護支援事業所につきましては、ケアプラン等の届出に御協力くださいますようお願いいたします。

1 令和6年度のケアプラン検証において見受けられた事案

(1) 入浴介助を住まい職員等による介護保険外サービスから身体介護へ変更し、一方でこれまでのいわゆるモーニングケアを住まい職員等による保険外サービスへ振替した場合について、どのような経過からケアプランの内容の変更を行ったのかが不明瞭なケースがあった。

(2) ケアプランの作成の過程において、本人の残存機能を活かすという視点や、利用者の日常生活上の能力や利用者を取り巻く環境等の評価と生活の質の向上に向けて解決すべき課題の把握（課題分析）が不足していることが見受けられた。

(3) 利用者の情報収集、心身機能や環境の評価や総合的な課題の把握が不足しており、ケアプランに位置付けられているサービスの必要性が判断できなかった。

(4) 医療系サービスの導入・検討に当たり、主治の医師との情報共有がなされずにサービス利用可否の判断が行われていたケースがあった。

(5) サービス提供事業所の介護職員からの聞き取りが中心のアセスメントとなっており、ケアプランに位置付けているサービス導入の必要性の理由についてもサービス提供者から必要であると言われたからといった理由であった。

(6) 利用者の個別性にかかわらず、類似した内容の訪問介護が各利用者の支給限度まで位置付けられており、一方で利用者の自立支援において必要と思われるサービスが提供されていなかった。

2 本市が実施する居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の基準等について

(1) 令和4年9月7日付け旭介保第180号「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等」について

(2) ケアプラン点検に関するQ&A (第2版)

※詳しくは以下の旭川市介護保険課ホームページを御確認ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d074116.html>

(QRコード)



(連絡先)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485